第十二条第六項の表市町村の項第四号算式の符号Bを削り、同号算式の符号C_nを同号算式の符号B_nとし、同号算式の符号中「$D_{13}=0.0318$」を「$C_{13}=0.0318$」に、「$D_{14}=0.0212$」を「$C_{14}=0.0212$」に、「$D_{15}=0.0095$」を「$C_{15}=0.0239$」に、「$D_{16}=0.0086$」を「$C_{16}=0.0086$」に改め、同号算式の符号D_{17}中「0.0095」を「0.0140」に、「0.0099」を「0.0198」に改め、同号算式の符号D_{17}、D_{18}及びD_{19}を同号算式の符号C_{17}、C_{18}及びC_{19}とし、同号算式の符号C_{19}の次に次のように加える。

C_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0086
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0086

第十二条第六項の表市町村の項第四号算式の符号Eを削り、同号算式の符号F、G、H、I、J、K及びLを同号算式の符号D、E、F、G、H、I及びJとし、同号算式の符号Jの次に次のように加える。

K	地下鉄高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成11年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債の当該年度における元利償還金	

第十二条第六項の表市町村の項第四号算式の符号M及びZ_nを同号算式の符号L及びM_nとし、同号算式の符号中「$O_{14}=0.0212$」を「$N_{14}=0.0212$」に、「$O_{15}=0.0095$」を「$N_{15}=0.0239$」に、「$O_{16}=0.0086$」を「$N_{16}=0.0086$」に改め、同号算式の符号O_{17}中「0.0095」を「0.0140」に、「0.0099」を「0.0198」に改め、同号算式の符号O_{17}、O_{18}及びO_{19}を同号算式の符号N_{17}、N_{18}及びN_{19}とし、同号算式の符号N_{19}の次に次のように加える。

N_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0086
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0086

第十二条第六項の表市町村の項第四号算式の符号P、Q、R、S、T_n、U_7、U_8、U_9、U_{10}、U_{11}、U_{12}、U_{13}、U_{14}、U_{15}及びU_{16}を同号算式の符号O、P、Q、R、S_n、T_7、T_8、T_9、T_{10}、T_{11}、T_{12}、T_{13}、T_{14}、T_{15}及びT_{16}とし、同号算式の符号U_{17}中「0.015」を「0.050」に、「0.016」を「0.067」に改め、同号算式の符号U_{17}、U_{18}及びU_{19}を同号算式の符号T_{17}、T_{18}及びT_{19}とし、同号算式の符号T_{19}の次に次のように加える。

T_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの　0.013
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.013

第十二条第六項の表市町村の項第四号算式の符号V_n、W_{12}、W_{13}及びW_{14}を同号算式の符号U_n、V_{12}、V_{13}及びV_{14}とし、同号算式の符号中「$W_{15}=0.0095$」を「$V_{15}=0.0239$」に改め、同号算式の符号W_{16}を同号算式の符号V_{16}とし、同号算式の符号W_{17}中「0.0095」を「0.0140」に、「0.0099」を「0.0198」に改め、同号算式の符号W_{17}、W_{18}及びW_{19}を同号算式の符号V_{17}、V_{18}及びV_{19}とし、同号算式の符号V_{19}の次に次のように加える。

V_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0086
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0086

第十二条第六項の表市町村の項第四号算式の符号X_n、Y_{12}、Y_{13}及びY_{14}を同号算式の符号W_n、X_{12}、X_{13}及びX_{14}とし、同号算式の符号中「$Y_{15}=0.0158$」を「$X_{15}=0.0399$」に改め、同号算式の符号Y_{16}を同号算式の符号X_{16}とし、同号算式の符号Y_{17}中「0.0158」を「0.0233」に、「0.0165」を「0.0330」に改め、同号算式の符号Y_{17}、Y_{18}及びY_{19}を同号算式の符号X_{17}、X_{18}及びX_{19}とし、同号算式の符号X_{19}の次に次のように加える。

X_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの　0.143
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.143

第十二条第六項の表市町村の項第四号算式の符号Z_n、AA_{12}、AA_{13}及びAA_{14}を同号算式の符号Y_n、Z_{12}、Z_{13}及びZ_{14}とし、同号算式の符号中「$AA_{15}=0.0095$」を「$Z_{15}=0.0239$」に改め、同号算式の符号AA_{16}を同号算式の符号Z_{16}とし、同号算式の符号AA_{17}中「0.0095」を「0.0140」に、「0.0099」を「0.0198」に改め、同号算式の符号AA_{17}、AA_{18}及びAA_{19}を同号算式の符号Z_{17}、Z_{18}及びZ_{19}とし、同号算式の符号Z_{19}の次に次のように加える。

Z_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの　0.086
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.086

第十二条第六項の表市町村の項第五号算式中「620円」を「623円」に改め、同号算式の符号中「$D_{15}=0.0179$」を「$D_{15}=0.0176$」に改める。

第十二条第六項の表市町村の項第六号算式中「$B\times\sum_{n=12}^{13}$」を「$B+\sum_{n=12}^{13}$」に、「$\sum_{n=14}^{19}$」を「$\sum_{n=14}^{20}$」に、「$\sum_{n=18}^{19}$」を「$\sum_{n=18}^{20}$」に、「$\sum_{n=12}^{19}$」を「$\sum_{n=12}^{20}$」に、「$\sum_{n=16}^{19}(L_n\times M_n)$」を「$\sum_{n=16}^{17}(L_n\times M_n)$」に、「$\sum_{n=16}^{19}\{(V_n\times W_n)$」を「$\sum_{n=16}^{20}\{(V_n+W_n)$」に改め、同号算式の符号中「$D_{15}=0.0210$」を「$D_{15}=0.0532$」に、「$D_{16}=0.0332$」を「$D_{16}=0.0329$」に改め、同号算式の符号$D_{17}$中「0.0212」を「0.0309」に、「0.0222」を「0.0440」に改め、同号算式の符号D_{19}の次に次のように加える。

D_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0194
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0194

第十二条第六項の表市町村の項第六号算式の符号中「$E_{15}=0.0210$」を「$E_{15}=0.0532$」に、「$E_{16}=0.0332$」を「$E_{16}=0.0329$」に改め、同号算式の符号E_{17}中「0.0212」を「0.0309」に、「0.0222」を「0.0440」に改め、同号算式の符号E_{19}の次に次のように加える。

E_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0194
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0194

第十二条第六項の表市町村の項第六号算式の符号Jを削り、同号算式の符号K_nを同号算式の符号J_nとし、同号算式の符号中「$K_{15}=0.0095$」を「$K_{15}=0.0239$」に、「$K_{16}=0.0086$」を「$K_{16}=0.0149$」に改め、同号算式の符号K_{17}中「0.0095」を「0.0139」に、「0.0100」を「0.0198」に改め、同号算式の符号K_{19}の次に次のように加える。

K_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0085
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0085